

横浜市長 林文子様
横浜市健康福祉局 健康安全課様
横浜市中区総務課防災対策担当様

社会民主党横浜市連合
代表 大庭 悟彰

横浜市の新型コロナウイルス感染症対策についての要望

新型コロナウイルスの感染拡大によって、かけがえのない人命が失われ、健康が損なわれて、市民生活が大きく制限され、不安が大きくなっています。貴職におかれましては、この問題に関して毎日大変な努力をもって取り組まれておられることに感謝をいたします。市当局と市民が連携協力して早期にこの問題を解決するための施策を行動に移さなければならないと考えます。私どもは市民の声を聞き、以下の要望をまとめましたので、ご回答をよろしくお願ひいたします。

- 1、マスクや手指消毒用アルコールなど、感染防止のために必要な物資を必要とする人に届くよう有効な対策をとってください。
- 2、かかりつけ医療機関が要請してもPCR検査が実施されない事例が多くあります。検査ができる体制を作ってください。PCR検査数を公表してください。
- 3、感染症病床数を公表し、あと何床空きがあるか明示してください。病床が不足した場合はどのような対応を取るのか明らかにしてください。
- 4、その他の対策についても市民の不安を払拭するために公表してください。
- 5、経済活動の停滞から、収入が減少するか、ゼロになってしまう人がいます。生活福祉資金の特例貸付制度について利用しやすいように市の広報で周知をはかってください。また一時的に生活保護を利用できるように制度の活用を勧めてください。
- 6、中小企業を中心に、一部の商店は休業から閉店、倒産に追い込まれています。運転資金融資についての相談がしやすいように窓口を作り周知してください。
- 7、体調が悪くても休めない。感染しているかもしれないけど休めない。こうした風潮と職場環境が感染を拡大させています。市当局が率先して職員に病休をとりやすい体制をとり、さらに企業に対して病休を積極的に取るように指導してください。
- 8、休業中の賃金保障が十分にできるように、国に働きかけてください。休校に伴い出勤できなかつた労働者、雇用されていないフリーランス労働者についても相当な賃金保障を行うようにしてください。
- 9、中区寿町は高齢者と要介護者が多く、大きな介護施設と同様であり、感染防止のために特別な対策が必要と考えられます。簡易宿泊所全戸に啓発ポスターを配布して、宿泊している人に対策を周知できるようにしてください。マスクや消毒液の優先配布を検討してください。

連絡先

〒231-0025 横浜市中区松影町 2-7-21
TEL:045-681-2561 FAX:045-651-2735 Eメール:sdp@sdpkanagawa.com

社会民主党横浜市連合

市広聴第379号
令和2年4月30日

社会民主党横浜市連合
代表 大庭 悟彰 様

横浜市長 林 文子



横浜市の新型コロナウイルス感染症対策についての要望（回答）

さきに要望（2020年4月3日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

<1について>

マスク等の資材の供給不足については、安全な医療の提供の観点からも、本市として緊急事態と捉えています。特にマスクについては、流通状況や国備蓄分のマスクの放出に関する情報収集を行い、さらに多方面からマスクの確保に向けて対応を進めているところです。

医療資材の確保については本市をあげて確保に努め、安定供給を国、神奈川県にさらに強く要請していきます。

<2について>

現在、PCR検査については帰国者・接触者外来の医療機関において検体を採取し、横浜市衛生研究所や民間検査会社において検査を実施しています。検査体制の強化についてはご意見も多くいただいていることから、関係自治体や医療機関とも調整し、どのようなやり方ができるかを検討します。

<3について>

現在、神奈川県において新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「神奈川モデル」を開始し、医療崩壊を防ぐため、入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設定するとともに、重症者に対しては高度医療を提供できる医療機関の治療体制を確保し、軽症者や症状がない感染者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としています。

本市においても、神奈川県等と協力して対応します。

<4について>

感染予防の啓発については、新型コロナウイルス感染症に関する情報を本市ウェブサイト

や広報よこはま3月号に掲載するほか、市営地下鉄及び市営バスの車内等において啓発ポスターを掲示するなど、様々な媒体を利用して感染の予防対策をお知らせしています。

日々刻々と状況が変わる中ではございますが、今後も市民の皆様に、正確でわかりやすい情報発信に努めていきます。

<5について>

令和2年3月11日に厚生労働省より通知された「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」によると、適切な感染予防策を講じて患者と接触した場合、その接触者は濃厚接触者に該当しないことになっておりますが、個別にご心配な事項がある場合は最寄りの福祉保健センターにご相談ください。

<6について>

「生活福祉資金制度の特例貸付」については、申請方法などが変更となる可能性があるため、本市ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症に関する情報について」にて周知しています。今後も追加の情報等ありましたら随時更新し、周知を図っていきます。

また、本市では区役所生活支援課において、さまざまな理由で生活にお困りの方のご相談に応じており、その方の状況を十分に伺ったうえで、生活保護等の各種福祉制度のご案内、申請の援助等を行っています。

<7について>

新型コロナウイルス感染症の流行により、影響を受ける又はその恐れがある市内中小企業を支援するため、1月30日（木）から、経済局金融課、公益財団法人横浜企業経営支援財団及び横浜市信用保証協会に、「特別経営相談窓口」を設置し、資金繰りや経営に関する相談を受け付けています。

また、「特別経営相談窓口」については、本市ウェブサイトへの掲載やチラシを作成し、区役所の窓口に配架するなどし、周知を行っています。

<8について>

國の方針においても風邪症状があれば外出を控えるよう示されていることから、本市職員に関しては、発熱等の風邪症状がある場合には、外出を控えるよう求めるとともに、各所属において、職務に専念する義務の免除がされることとしています。

今後も状況を見ながら対応していきます。

<9について>

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金については、現在申請受付が行われており、本市としては引き続き国の動向を注視し、必要に応じて対策を判断していきます。

<10について>

寿地区の新型コロナウイルス感染症対策として、寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会等を活用した感染防止啓発や、1月31日から簡易宿泊所等に感染症防止啓発ポスターを配布するなどの対応を行っています。新たなお知らせがありましたら、情報提供をさせていただきます。

現在のところ、本市では、区民の方々へのマスクや消毒液の配布は実施しておりません。ご理解いただきたいと思います。

また、中区寿町の簡易宿所営業施設を含む宿泊団体に対して新型コロナウイルス感染症に関する啓発ポスターを令和2年1月28日、2月18日に配布し、施設内への掲示等をお願いしました。また、令和2年4月8日、9日に健康福祉局寿地区対策担当で改めて簡易宿泊所に配布し施設内での掲示をお願いしています。

今後も引き続き、関係事業者の皆様には、新型コロナウイルス感染症防止対策に関する啓発を行っていきます。

この旨ご了承いただき、貴連合の皆様によろしくお伝えください。

(担当)

中区 総務課	電話：045-224-8112 FAX：045-224-8109
総務局 労務課	電話：045-671-2157 FAX：045-664-7386
経済局 金融課	電話：045-671-2592 FAX：045-664-4867
経済局 雇用労働課	電話：045-671-2341 FAX：045-664-9188
健康福祉局 福祉保健課	電話：045-671-4044 FAX：045-664-3622
健康福祉局 生活支援課	電話：045-671-2403 FAX：045-664-0403
健康福祉局 健康安全課	電話：045-671-2463 FAX：045-664-7296
健康福祉局 生活衛生課	電話：045-671-2456 FAX：045-641-6074